



福岡医発第 2103 号 (地)
令和 3 年 10 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

福岡県医師会地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会
の開催について (ご案内)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記研修会は、診療報酬における「地域包括診療加算」および「地域包括診療料」の施設基準にある「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の一部に当たり、研修要件は 2 年毎の届出が必要とされておりますが、「新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当該研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合においても、届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である」旨は、令和 2 年 4 月 2 日付け福岡医発第 33 号 (地)「新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 6)」にて、貴会宛てにご案内したところです。

本県における新型コロナウイルス感染症の新規感染者は、現時点では減少傾向ではありますが、今後また感染拡大する可能性が否定できないこと、及び上記の診療報酬上の臨時的な取扱いが継続されている (日本医師会より厚生労働省へ確認済み) ことを踏まえ、感染拡大防止の観点から受講対象者を地域包括診療加算又は地域包括診療料の新規届出を希望する医師に制限した上で、下記のとおり開催することといたしましたのでご案内申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本研修会は、診療報酬上の「地域包括診療加算」および「地域包括診療料」の施設基準にある 20 時間の研修受講要件のうち、必須項目に当たる 6 時間 30 分に該当します。
- 2) 本研修会は、2019 年度に開催された同研修会 (日本医師会主催) の DVD 放映による研修会といたします。
- 3) 本研修会の全講義受講者には、修了証書を交付いたします。
- 4) 出席希望者を貴会にて別紙 (受講予定者名簿) にお取り纏めのうえ、12 月 3 日 (金) までに本会地域医療課宛メール (fpma-chiiki@fukuoka.med.or.jp)にてご回報ください。(※受講希望者がいない場合もその旨をご連絡願います。)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

上記研修会出席ご希望の方は、11月26日までに別紙にて当医師会事務局へお申し込みください。

記

- △と き 令和3年12月19日（日）10：00～17：30
- △と ころ 福岡県医師会館5階研修室（福岡市博多区博多駅南2-9-30）
- △内 容 別添プログラム参照（DVD放映）
- △対 象 福岡県内の地域包括診療加算・地域包括診療料の新規届出を希望する医師
①本会会員：無料
②非会員：5,000円（税込）
- △修了証書等 ①修了証書（全講義受講者に限り修了証書を交付いたします。）
診療報酬上の「地域包括診療加算」および「地域包括診療料」の施設基準にある研修の一部になるため、遅刻・早退等で全講義受講できなかった場合は交付されませんのでご留意願います。
※本研修会の構成（高血圧、糖尿病、脂質異常症、認知症の講義各1時間と、服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の内容を含む合計6時間30分）が修了証書に明記されます。
②日本医師会生涯教育制度（単位・CC）
受講者が受講した講義に対して最大6.5単位・9CCが付与されます。単位・CCの詳細はプログラムをご参照ください。
③日医かかりつけ医機能研修制度
上記①の修了証書により、日医かかりつけ医機能研修制度
応用研修2単位を取得することができます。
- △申 込 方 法 ①本会会員：各郡市医師会において取り纏め
②非会員：福岡県医師会HPより申込書をダウンロード
※原則、事前申し込みがない方は受講できません。
- △申 込 期 限 令和3年12月3日（金）※各郡市医師会から本会必着
- △そ の 他 ①当日は無料託児室を設置いたします。利用をご希望の場合は、事前の申込が必要となりますので、1週間前までに本会事務局総務課（092-431-4564）へご連絡下さい。
②研修会当日、お弁当（550円・お茶付）を販売いたします。当日の受付時にお申込み並びにお支払いをお願いいたします。
- △問 合 せ 先 公益社団法人福岡県医師会 地域医療課（担当：重松）
TEL：092-431-4564 FAX：092-411-6858

令和 3 年度地域包括診療加算・地域包括診療料に係る
かかりつけ医研修会（DVD 研修会）
プログラム

開催日：令和 3 年 12 月 19 日（日）
会 場：福岡県医師会館 5 階研修室

10:00	（１）開会・挨拶（５分）	生涯教育制度 CC：単位
	（２）講 義	
10:05	１．糖尿病（６０分） 菅原 正弘（医療法人社団 弘健会 菅原医院 院長）	CC76：１
11:05	２．認知症（６０分） 瀬戸 裕司（医療法人 ゆう心と体のクリニック 院長）	CC29：１
12:05	< 休憩・昼食 >（４５分）	
12:50	３．脂質異常症（６０分） 江草 玄士（江草玄士クリニック 院長）	CC75：１
13:50	４．高血圧症（６０分） 有田 幹雄（社会医療法人スミヤ 角谷リハビリテーション病院 院長）	CC74：１
14:50	５．服薬管理（３０分） 秋下 雅弘（東京大学医学部附属病院 老年病科 教授）	CC73：０.５
15:20	< 休憩 >（１０分）	
15:30	６．禁煙指導（３０分） 正林 督章（元環境省大臣官房審議官（水・大気環境局等担当））	CC11：０.５
16:00	７．健康相談（３０分） 岡田 唯男（医療法人鉄蕉会 亀田ファミリークリニック館山 院長）	CC4：０.５
16:30	８．介護保険（３０分） 鈴木 邦彦（医療法人博仁会 志村大宮病院 理事長・院長）	CC13：０.５
17:00	９．在宅医療（３０分） 新田 國夫（医療法人社団 つくし会 理事長）	CC80：０.５
17:30	（３）終了	

小郡三井医師会宛（締切11月26日（金））

FAX 7 3 - 1 5 5 9

【受講予定者名簿】

令和3年度 地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会
（DVD研修会）

令和3年12月19日（日）10：00～17：30

福岡県医師会館5階研修室

整理 番号	医籍登録番号 氏名 フリガナ（全角カナ） 所属 生年月日				
	医籍登録番号	氏名	フリガナ（全角カナ）	所属	生年月日
例 1	111111	県医 太郎	ケンイ タロウ	〇〇医院	1999/01/01
1					
2					
3					
4					
5					

令和 3 年 7 月 1 5 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎

(公 印 省 略)

地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会について

標記研修会は診療報酬における「地域包括診療加算」および「地域包括診療料」の施設基準にある「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の一部に当たり、研修要件は2年毎の届出が必要とされております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、昨年度は日本医師会での開催を見送ることとなり、また、診療報酬上の取扱いにつきましては、令和2年3月19日付けで発出された厚生労働省保険局医療課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（その6）」により、「新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合においても届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である」との取扱いが示されたところであります。

令和3年度になっても、延べ感染者数が80万人を超えるなど依然として拡大が続いておりますことから、令和2年8月7日付け（保 170）でお知らせした内容が継続されておりますことを厚生労働省当局に確認済みであります。

すなわち、すでに算定されている医療機関は、研修に係る施設基準を満たせない場合においても届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能でありますし、新規届出を希望する医師に対しての取扱いも、昨年度に配布した2019年度の研修内容（DVD放映）を活用した研修で同等とみなすことから、都道府県医師会でご対応いただきますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 2020 年度 地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会について（令和2年8月7日（保 170））

(保 170)

令和 2 年 8 月 7 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎

(公 印 省 略)

2020 年度 地域包括診療加算・地域包括診療料に係る
かかりつけ医研修会について

2020 年度における地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会につきましては、令和 2 年 6 月 23 日付け日医発第 247 号（保 112）にて、本年 10 月 11 日に日本医師会で開催し、テレビ会議システムにより都道府県医師会へ同時中継する旨お知らせしておりましたが、今般の新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、日本医師会での開催を見送ることといたしました。

この研修会は診療報酬における「地域包括診療加算」および「地域包括診療料」の施設基準にある「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の一部に当たる研修会であり、研修要件は 2 年毎の届出が必要とされておりますが、本年 3 月 19 日付け厚生労働省保険局医療課 事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 6））

（以下「事務連絡」という。）により、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合においても届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である旨の取扱いが示されておりますことから、すでに算定されている医療機関では引き続き算定できることとなっております。

一方、令和 2 年度診療報酬改定において、地域包括診療加算・地域包括診療料の施設基準の要件を緩和したにもかかわらず、研修要件を満たせず新規届出ができない状況にありますことから、厚生労働省当局と協議した結果、今年度につきましては下記のような対応をすることとなりま

したので、取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、下記のような対応ができたとしても、事務連絡 問5の（答）にある「研修が受けられるようになった場合」には該当しない旨、厚生労働省当局に確認済みでありますことを申し添えます。

記

1) 今年度に限っては、都道府県医師会において昨年度の研修会（2019年度 地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会）の研修内容を活用した研修で同等とみなす（改めて日本医師会から昨年度の研修内容を収録したDVDを配布する）

2) 研修会受講対象者

新規届出を希望する医師を優先（会員・非会員を問わず）

3) 開催条件

①必要な感染防止対策

- ・ Social Distance が確保できる座席間隔、換気、消毒、マスク着用、こまめな手洗い、大きな声で会話しない等
- ・ 予め体調のセルフチェックを行い日常と異なる状況がある場合は参加を控える。発熱者（37.5度以上）の参加禁止。発熱がない場合でも息苦しさ、強いだるさなどの症状がある場合は参加できない
- ・ 研修会終了後2週間以内に新型コロナを発症した場合は、速やかに報告 等

②都道府県医師会による出退管理および「修了証明書」の発行

4) 感染状況は都道府県によって異なるため、会場、開催回数などは都道府県医師会で検討いただく

5) 本研修会は都道府県医師会による出退管理がなされることが担保になっていることから、今年度はWeb講習会とはしない

※ 日本医師会としては Web 講習会の開催が増えている状況から、当分の間、参加確認ができる場合は生涯教育制度の単位、cc を付与することとしているが、出退管理が主催者のシステム環境で相違があるなどの課題があるため、今年度はこのような取扱いとする

(参考)

【事務連絡（令和２年３月１９日付け）】

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

(その６)

問５ 区分番号「Ａ００１」再診料の注１２地域包括診療加算及び区分番号「Ｂ００１－２－９」地域包括診療料の施設基準に規定する慢性疾患の指導に係る適切な研修について、２年毎の届出が必要とされているが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当該研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合においても、届出を辞退する必要があるか。

(答)

届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である。ただし、研修が受けられるようになった場合には、速やかに研修を受講し、遅滞なく届出を行うこと。